

第4章 区における住民自治**第1節 区における行政運営**

市長は、地域における特色あるまちづくりを推進するため、市民参画の下で、区における総合的な計画を策定し、実施します。

区役所は、市民に身近な行政サービスを提供し、自立した地域社会を築くため、以下の役割を担います。

地域のまちづくりの拠点として、地域の課題を発見し、迅速、的確な解決を図ること。

市民協働の拠点として、自主的・自立的な地域活動や非営利活動を支援すること。

市民に必要な公共サービスを効果的、効率的かつ総合的に提供すること。

市長は、区役所がその役割を発揮できるよう、組織や予算執行など必要な体制を整備します。

(寺山委員提出意見)

- ・ 区における行政範囲の明示の必要性が在るのではないかと。(『区における住民自治』の範囲を考える上に必要とを感じるが)
- ・ 公共サービスの市内画一性をどの範囲で崩せるのか
- ・ 予算執行で区独自枠を想定しておるのか、出来れば独自枠設定を明言化できないか。

第2節 地域協働の推進**1 地域住民及び地域コミュニティの役割**

地域住民(一定の区域内に住所を有する人、その区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。)は、地域自治の担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めます。

地域住民は、地域コミュニティ(地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織及び集団をいいます。)が、地域の課題の解決及び住民相互の連携を図る活動を行う場合には、自らその活動に参加し、又は支援するよう努めます。

地域コミュニティは、自らの行動に責任を持ち、自主的・自立的な活動を行います。

2 市の役割

市は、地域コミュニティの公益的役割を認識し、その活動を尊重します。

市は、地域コミュニティが、市と協働して地域における新たな公共サービスを担う活動を行う場合には、公共性、公平性及び必要性を総合的に判断して、その活動に対して支援を行います。ただし、市の支援は、地域コミュニティの自主性・自立性を損なうものであってはなりません。

(寺山委員提出意見)

- ・ 地域コミュニティが(新たな公共サービスを担う活動)を行う時のみに支援を行うとしているが協働をして施策を考えるための問題提起、調査、検討などを行う活動もその支援の範疇に入れるべきではないか。

3 区自治協議会の役割

区自治協議会は、「(仮称)新潟市区自治協議会条例」で定めるところにより、地域課題に取り組む地域住民と市との協働の要としての機能を担います。

(藤田委員提出意見)

「区自治協議会委員は区民の有権者による直接選挙とする。」を追加すべきである。

(事務局の法的見解)

区自治協議会は、地方自治法で定める「地域協議会」の名称であり、地方自治法(第202条の5第2項)では、「構成員(委員)は、市町村長が選任する。」としている。従って、直接選挙の結果で委員が決定するいわゆる「公選制」は地方自治法に抵触する。

第5章 国及び他の地方公共団体等との協力

市は、国及び県と相互に協力し、市民自治の確立に努めます。

市は、他の地方公共団体と共通する課題に対しては、積極的に連携・協力し、その解決に努めます。

市は、国際社会に果たす役割を認識し、広く国際社会との交流及び連携に努めます。

(藤田委員提出意見)

- ・ 第1項について、「国及び県と」の後に、「対等な立場で」を追加すべきである。
- ・ 第3項について、「国際社会に果たす役割を認識し、」の後に、「非核平和都市宣言の理念にたって」を追加すべきである。

条例の見直し等について

(藤田委員提出意見)

- ・ 第6章を新設し、【条例の見直し等】として以下の2項を規定すべきである。
市長は施行後、二年を超えない期間に市民検討会を組織し、本条例の普及や実施状況を調査し見直す点がないか検討します。委員会が見直しを提案した場合、市長はこれを尊重します。
市民検討会の組織等については別に条例で定めます。